

中標津町と株式会社ネオキャリア及び株式会社ふるさと開拓ラボとの 包括連携に関する協定書

中標津町（以下「甲」という。）、株式会社ネオキャリア（以下「乙」という。）及び株式会社ふるさと開拓ラボ（以下「丙」という。）は、次の通り包括連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が多様な分野で包括的に連携し、互いに協力することで、持続可能な地域社会の発展、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は前条の目的を達成するため、次の事項について互いに連携し、協力するものとする。

- （1）地域づくり及びまちづくりの推進に関すること。
- （2）産業の振興による地域経済の発展に関すること。
- （3）地域DXの浸透、促進に関すること。
- （4）移住・定住促進に関すること。
- （5）人材育成、雇用創出及び人材定着の促進に関すること。
- （6）関係人口・交流人口の創出、拡大に関すること。
- （7）働き方改革と女性活躍推進に関すること。
- （8）住民サービスの向上に関すること。
- （9）その他、本協定の目的達成のため必要と認められる事項に関すること。

（連携の実施）

第3条 本協定に関わる連携の実施にあたり、甲、乙及び丙で詳細な取り決めなどが必要となる場合は、甲、乙及び丙の三者間で協議の上、覚書などを締結できるものとする。

2 本協定は甲、乙及び丙の三者間の包括連携協定とするが、甲乙間、乙丙間及び甲丙間の二者間で実施し得る場合の包括連携協定としても有効とする。

3 乙及び丙は、本協定に関わる連携事項の一部を、乙又は丙の関係会社を実施させることができるものとする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、この協定による有効期間満了の日から30日前までに、甲、乙又は丙から何ら申出がないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲、乙及び丙は、本協定に関連して機密である旨明示（Confidential、秘密、マル秘等）のうえ開示された機密情報（口頭で開示する場合は、開示時において秘密である旨を伝え、開示日より2週間以内に開示内容の概要を書面によって通知した情報とする。以下、機密情報を開示した当事者を「開示者」といい、機密情報を開示された当事者を「受領者」という。）を第三者に開示又は漏洩してはならず、また本協定の履行以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、乙及び丙は、本協定の履行に必要な範囲内で乙又は丙の関連会社に対して甲の機密情報を開示することができる。また、甲、乙及び丙は、機密情報が漏洩する可能性を事前に排除するよう十分な注意を払うものとする。ただし、次の各号の一に該当する情報は機密情報に含まれない。

- （1）開示の時点で既に公知・公用となっている情報
- （2）開示した時点で既に取得済みであった情報
- （3）開示後、自己の責によらず公知・公用となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく正当に取得した情報

（5）開示につき開示者の同意を得た情報

2 前項の定めにかかわらず、受領者は、法律、規則または裁判所、政府機関、金融商品取引所その他の公的機関の命令等により当該機密情報の開示を義務づけられた場合、当該機密情報を開示することができるものとする。

3 甲、乙及び丙は、開示者の指示があった場合又は本協定が終了した場合、機密情報を、開示者の指示に従い速やかに返却又は廃棄するものとする。

4 本条の定めは、本協定終了後も3年間、有効に存続するものとする。

（個人情報の取扱い）

第6条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条 本協定に基づき実施される連携活動において、対象となる町民及び事業者（以下「町民等」という。）の中で、反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる町民等については、支援対象としないこととする。

2 下記行為を行う町民等についても支援対象としないこととする。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- （4）風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- （5）その他前各号に準ずる行為

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、当事者間で協議のうえ、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、各自署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 7年 2月 6日

甲 北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地

中標津町長

西村 穰

乙 東京都新宿区西新宿1丁目22番2号

株式会社ネオキャリア

代表取締役

西澤 亮一

丙 東京都新宿区西新宿1丁目22番2号

株式会社ふるさと開拓ラボ

代表取締役

西 敬弘